

4 輸国第 4141 号
令和 4 年 12 月 16 日

農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部
改正について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品等に係る諸外国・地域への輸出に関する証明書の都道府県発行については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙 ZZ-S1「輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱」(以下「別紙 ZZ-S1」という。)に基づき、取り扱われているところです。

今般、台湾向けの食品等に係る証明書発行について、一元的な輸出証明書発給システムからの手続が可能になったことを受けて、別紙 ZZ-S1 について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、管轄自治体への周知をお願いします。

記

台湾向けの食品等に係る証明書発行について、一元的な輸出証明書発給システムからの手続を追記。